

今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！  
**日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース**  
第4号 (2007年1月30日)

**非開示は情報公開法違反**  
**裁判始まる！**  
**3月6日(火)11:00**  
**東京地裁7階713号法廷**  
(東京メトロ霞ヶ関駅A1出口)

◇ 目次 ◇

裁判の傍聴を！	
3月6日(火)11:00 東京地裁	…1
<紹介>『訴状』【要旨】	…2-6
東京地裁 提訴後の記者会見	…7
ソウル日本大使館前で記者会見	…8
12/16 総会と講演のタベ	…9
韓国市民連帯からのメッセージ	…10
日本から韓国市民連帯へのメッセージ	…11
2007年活動方針と予算	…12-15
事務局だより	…16

陳述者 李 金珠 氏 アジア・太平洋戦争犠牲者光州遺族会・会長  
崔 鳳泰 氏 韓日請求権協定文書公開訴訟・担当弁護士  
吉澤文寿 氏 新潟国際情報大学助教授

報告集会 11:30～13:00 (裁判終了後に移動します)  
弁護士会館 10階1005号室 (霞ヶ関駅B1a出口)

### 原告の紹介

入会していただいた時点で、裁判になった場合、会員は原告になることとしてあらかじめ陳述書を書いていただきました。しかし日韓両国の会員433名が原告になると、住所変更の把握等が困難であり裁判費用も高額になるため、代表として10名が原告になりました。10名は、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明にかかわる者、高齢であるため、外務省の開示怠慢を待ってられない者、という視点で構成されています。

韓国在住者	崔 鳳泰	チュ・ボンテ	(韓日請求権協定文書公開訴訟・担当弁護士)
	李 容洙	イ・ヨンス	(日本軍「慰安婦」制度被害者)
	李 金珠	イ・クムジュ	(アジア・太平洋戦争犠牲者光州遺族会・会長)
日本在住者	板垣竜太	イタガキリュウタ	(同志社大学専任講師)
	太田 修	オタ オサム	(佛教大学助教授)
	田中 宏	タナカ ヒロシ	(龍谷大学教授)
	西野瑠美子	ニシノ ルミコ	(女たちの戦争と平和資料館・館長)
	山田昭次	ヤマダ ショウジ	(立教大学名誉教授)
	山本直好	ヤマモト ナオヨシ	(日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長)
	吉澤文寿	ヨシザワ フミシ	(新潟国際情報大学助教授)

### 是非、裁判の傍聴に！

裁判は今後、2ヶ月に1度程度の割合で開かれる予定です。韓国からは高齢のハルモニも出廷して意見陳述をします。713号法廷(30名)を溢れさせ、次回からは大法廷(90名)に変更するように、みなさん、ぜひ、傍聴にお集まり下さい。

<紹介>

# 『訴状』【要旨】

【お願い】本稿は、弁護団の了解を得て、『訴状』の原文から、会員の皆様にお伝えする内容を、事務局の責任で編集した箇所があります(文面は原文のママ)。ニュースからの引用や出典利用は、ご注意ください。

## 訴 状

2006年12月18日

東京地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士

同

同

同

同

同

東 澤

川 口

二 関

小 町 谷

魚 住

古 本

靖

和 子

辰 郎

育 子

昭 三

晴 英

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

第4次日韓会談本会議議事録一部不開示決定処分取消等請求事件

訴訟物の価額 金160万円

貼用印紙額 金1万3000円

### 第1 請求の趣旨

- 1 外務大臣麻生太郎が、平成18年8月17日付けで原告らに対してした別紙一部不開示文書目録記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す
  - 2 外務大臣麻生太郎は、原告らに対し、前項の各行政文書の不開示部分を開示せよ
  - 3 第1項の行政文書を除く別紙請求文書目録記載の行政文書を外務大臣麻生太郎が開示しないことの違法を確認する
  - 4 外務大臣麻生太郎は、原告らに対し、第3項記載の文書を開示せよ
  - 5 訴訟費用は被告の負担とする
- との裁判を求める。

### 第2 請求の原因

#### 1 本件情報公開請求の経過

- (1) 原告らは、2006年(平成18年)4月25日、外務大臣麻生太郎(以下「処分庁」という。)に対し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「情報公開法」という。)に基づき、別紙請求文書目録記載の文書(以下、「本件請求文書」という。)の開示を請求した(甲1)。

(2) 処分庁は、原告らに対し、同年 5 月 25 日、「開示請求に係る決定期限の特例の適用について」と題する書面を送付した（甲 2）。処分庁は、情報公開法 11 条に基づき、行政文書の開示請求に係る決定の期限の特例を適用するとし、新たな開示決定等の期限として、「平成 18 年 6 月 24 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、平成 20 年 5 月 26 日までに開示決定等を行う予定」とした。そして、その理由として、「対象となる行政文書が著しく大量でありかつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務が著しく繁忙であり、開示請求日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため」をあげた。

(3) 処分庁は、決定期限である 6 月 24 日に至っても、決定処分を行わず、原告らの度重なる督促後、ようやく 2006 年 8 月 17 日になって、本件請求文書のうち、第 4 次日韓会談本会議議事録（第 1 回から第 9 回まで）及び同再開本会議議事録（第 1 回から第 4 回まで）（別紙請求文書目録の 27 の一部、以下、これらの文書を総称して「本件文書」という。）について、その一部を不開示とする処分（以下、「本件処分」という。）をした（甲 3）。

なお、第 4 次日韓会談本会議議事録第 10 回及び再開本会議議事録の第 5 回（第 15 回）は、本件処分の対象とはなっていない。

(4) 本件処分の理由として、以下の記載がある。

「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがあるため、不開示としました。」

## 2 本件処分の違法性

(1) 被告が、本件処分により開示した部分は、会議が開催された日時や出席者、次回会合の開催日等といった外形的な情報がほとんどであり、会議の実質的内容は基本的に含まれていない（甲 4 の 1 ないし 13）。

しかも、開示部分は、会議が開催されたときに新聞発表された情報の範囲に一致している。そもそも交渉が現に進行している時点で新聞発表することができる範囲と、交渉がはるか昔に終結し会議から半世紀近く経過した現時点における開示範囲は異なるはずである。すなわち、2001 年に情報公開法が施行され、行政機関の保有する情報については、その「一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（情報公開法 1 条）が求められているのであり、行政機関の説明責任は、半世紀前の交渉時より一層広く認められるべきである。

半世紀前の開示範囲と現在の開示範囲が一致すること自体きわめて不合理・不適切である。

(2) 次に、会談の相手国であった韓国では、本件文書に対応する韓日協定外交文書が韓国の情報公開法に基づいて 2005 年に全面開示されており、何人でも自由に当該文書を手に入れる状態になっている。

(3) 韓国で開示されている第 4 次日韓会談本会議議事録を検討すると、そこに記載されている内容は、たとえば、会議の出席者氏名、会議で使用する言語（韓国側は韓国語または英語、日本側は日本語または英語）、議事録の作成方法（双方の起草担当官が作成した後、次回会合時に提出して、双方の主席代表が確認する）、プレス・リリースの方法（双方が報道関係担当官を 1 名指名し、合同プレス・リリースを本会議の最後に首席代表の指示を受けた報道担当官が作成）、設置する委員会に関するやりとり（韓国側が設置する委員会を提案したところ、日本側が、まだ研究中であるとしてただちには回答をしなかったこと等）、次回会議の日程調整などである。

このうち、特に重要なのは議事録の作成方法であり、議事録は両国がそれぞれ作成したとはいえ、相互に内容確認をしていたという点である。かかる作成方法をとっていた以上、両国の議事録の内容は同一であるか、少なくとも著しく類似したものになっていたはずである。

したがって、同一ないし著しく類似の情報がすでに韓国において開示され何人でも入手できる以上、日本においてのみ、対応する情報を不開示とする根拠はまったくない。

韓国側議事録に記載された上記事項からすると、外務省が、本件処分で不開示とした部分に記載されている事項は、韓国側議事録と同様、会議での使用言語などの会議の円滑な運営方法等に関わる事項が中心であると推定される。

(4) 以上により、本件文書を開示することによって、「交渉上の不利益を被るおそれ」がないことは明らかであり、したがって、これを情報公開法 5 条 3 号に該当するとして一部不開示とした本件処分は違法である。

(5) よって、本件について一部不開示とした処分は取消を免れない。

### 3 本件不開示部分の開示の義務付け

(1) 行政事件訴訟法は、3 条 6 項 2 号で、行政庁に対し一定の処分を求める旨の法令に基づく申請がされた場合において、当該行政庁がその処分をすべきであるにもかかわらずこれがされないときに、行政庁がその処分をすべき旨を命ずることを求め

ることができるとしている（いわゆる申請満足型義務付け訴訟）。そして、同法 37 条の 3、1 項 2 号及び 5 項は、「当該法令に基づく申請を・・・棄却する旨の処分・・・がされた場合において、当該処分・・・が取り消されるべきもので」ある場合に（訴訟要件）、「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」とであると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。

(2) 前記 1(2) で述べたとおり、本件文書は、不開示事由に該当せず、取り消されるべきものである（訴訟要件の充足）。

また、本件処分の根拠となっている情報公開法は、行政庁に対し、行政文書が不開示事由に該当しない場合には、原則として、当該文書の開示を義務付けている（情報公開法 5 条）。本件では、前記 2 のとおり、本件文書は不開示事由に該当しないので、処分庁は、原則のとおり、本件文書を開示する義務を負っている。すなわち、本件請求に理由があり、処分庁が当該行政処分をすべきことが情報公開法上明らかである（本案勝訴要件の充足）。

(3) したがって、処分庁に、本件文書の不開示部分の開示の義務付けが認められる。

#### 4 残りの文書が開示されないことが違法であること

(1) 情報公開法 11 条は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、「相当の部分」につき開示決定をし、残りの文書について相当の期間内に開示決定等を行うことができるとしている。

(2) ここで、「相当の部分」とは、処分庁が通常 60 日以内に開示決定等ができる分量をいうが、本件処分により開示されたのは、別紙請求文書目録の 58 項目のうち 1 項目（27 項）の一部で、分量にするとわずか 65 頁にすぎなかった（甲 4 の 1 ないし 13）。請求文書の分量と比較すると、この開示の分量は著しく少量であり、情報公開法 11 条の「相当の部分」とはいえない。

(3) 加えて、処分庁は、残りの部分の開示決定等の期限として、前記 1(2) で述べたとおり、開示請求日から 2 年以上後の 2008 年（平成 20 年）5 月 26 日を指定している。情報公開法 11 条の「相当の期間」とは、行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、本来の処理期間である 30 日と比較すると、処分庁の指定した 2 年の期間は著しく長期にわたるものであり、およそ「相当の期間」では

ない。

- (4) 実際、本件開示請求から約半年が経過したが、8月17日の本件文書の一部不開示以後、たった1つの文書も開示されていない。これは、処分庁の述べる「対象となる行政文書が著しく大量でありかつ、担当課において他に処理すべき開示請求案件が著しく多くまた、他の事務が著しく繁忙である」という理由では、全く説明がつかない事態である。
- (5) したがって、処分庁の本件開示請求文書を開示しないことは違法であることは明白である。

## 5 残りの文書の開示の義務付け

- (1) 行政事件訴訟法は、37条の3、1項1号及び5項は、当該法令に基づく申請に対し相当の期限内に何らの処分がされない場合（訴訟要件）、「請求に理由があると認められ」、行政庁が当該行政処分をすべきであることが根拠法令上「明らか」であると認められる場合には（本案勝訴要件）、当該処分の義務付けが認められるとしている。
- (2) 情報公開法は、原則として、開示決定を請求日から30日以内としており（同法10条1項）、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、期限を30日以内に限り延長することができるとしている（同法10条2項）。開示決定等の期限の特例（同法11条）も、「残りの行政文書については相当の期間内」に設定することが求められている。

前記4のとおり、処分庁が残りの文書を開示しないことは違法であり、かつ、情報公開法が規定する開示決定等の期限の特例の「相当な期間」にも該当しないことは明らかである（訴訟要件・本案勝訴要件の充足）。

- (3) したがって、処分庁に、残りの不開示部分の開示の義務付けが認められる。

- 6 よって、原告らは、行政事件訴訟法3条2項、5項、6項及び同法37条の3、1項、5項に基づき、処分庁に対し、本件処分の取消し、本件不開示部分の開示の義務付け、残りの文書を開示しないことの違法の確認、残りの文書の開示の義務付けを求める。

## 附属書類

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1 証拠説明書             | 1 通 |
| 1 甲第1号証ないし第4号証の13写し | 各1通 |
| 1 訴訟委任状             | 10通 |

当事者目録

原告10名【1面参照】

【以下、略】

# 被害者への救済が無い限り 戦後は終わらない

## ～東京地裁 提訴後の記者会見～

12月18日、午後2時30分、弁護士の二関・小町谷・古本氏によって訴状が東京地裁へ提出されました。その後、参加者全員は東澤弁護士の誘導で東京地裁・司法記者クラブでの記者会見に臨みました。その様子をビデオカメラで撮影する小竹事務局長に対して、公道であるにもかかわらず、警備員が「撮影禁止！」と制する一幕もありました。

会場には朝日、TBSのテレビカメラが用意されていましたが、当日とそれ以後も、報道された様子はありません。新聞は10社。翌日の朝刊で取り上げたのは朝日と東京新聞のみでした。

## 原 告 コ メ ン ト

**崔 鳳泰さん** この裁判の判決が出る前に、日本政府が被害者の救済を始めることを願っている、と述べ、被害者への救済が無い限り、戦後は終わらない。韓国の強制連行真相究明市民連帯が、同時刻にソウルの日本大使館前で連帯行動をおこなっていること、そして送られてきた連帯メッセージを紹介しました。

**西野瑠美子さん** 日本軍「慰安婦」制度被害者のイ・ヨンスさんは、1965年の日韓正常化交渉批准当時はまだ37歳。この時点で解決されていれば、78歳になる今日まで、苦しみに生きることができたはずであり、朝鮮人民共和国拉致被害者と比較して、あまりにも差別的な処遇を日本政府から受けていると、日本軍「慰安婦」制度被害者たちの悔しさを代弁しました。

**山本直好さん** 日鉄元徴用工裁判を支援する会の事務局長として、戦後補償裁判の鍵が、すべてこの日韓会談文書の全面公開にあると述べました。

その後、記者からは、韓国で公開されているのなら、日本でわざわざ公開を求めなくても良いのではないかと、慰安婦問題解決のためにこの裁判をするのか、などの質問があり、3時50分に終了しました。終了後も、東澤弁護士の周りには記者が3～4人詰めかけ、質問を続けていました。

# 提訴の日 **ソウル日本大使館前で記者会見**

光州から貸切りバス 1 台で参加

～原告 李 金珠さんからの報告～

日韓会談文書・全面公開を求める会の皆様

12月18日の提訴、皆様は、とても立派な仕事を成し遂げられました。

12月16日、崔弁護士は渡日、12月18日14時、こちらでも日本と同じく日本大使館前で記者会見がありまして、市民連帯の大勢の被害者が集まりました。

光州遺族会でも、貸切りバス1台で参加しました。日本の良識ある方々の集いが、目に見えるように浮かんできました。

その後は何日間か気がかりでしたが、12月23日、FAXで送られてきた「日韓会談文書・全面公開を求める会」（以下「求める会」）ホームページ記載の「12月18日提訴と記者会見」の記事を読みながら、私も何だか一緒に居たような気持ちになりました。

私、今回、この裁判の原告に選んでいただきました。日本のみなさまに、ここに到るまでの長い道のりを申し上げたいと思います。不備なところがあればお察しください（裁判の時や、記者会見、証言で話したことの節です）。

## **朝鮮と日本国とは内鮮一体 天皇のためにはすすんで命を捧げよ**

先ず、乙巳条約には保護という字がついています。今年が101年目です。日本は果たして朝鮮に何をしたのでしょうか。

植民地統治下、私達は皇民化教育で天皇のためにはすすんで命を捧げよ、朝鮮全国の各学校では毎日の如く、朝礼の時間には目にも見えない今上天皇（当時）の武運長久を祈る最敬礼、日の丸に最敬礼、神社参拝で最敬礼でした。少しでも断ったら大変な罰を受けました。

また、忘れられないのは、全世界中で一番最低の野蛮国は支那であり、そこから少し上の野蛮人はお前達、朝鮮人だ。日本は万世一系世界第一の強大国であり、正義の国、良心の国だ、強大国を順に話せば、日、英、米だと話しました。

その先生の話聞くや、私は野蛮人なのかと大変悲しい思いでした。次は、「東洋平和のためならば何で命が惜しかろう」の歌が全国的に流行し、共に朝鮮と日本国とは内鮮一体だ、天皇の赤子だ、「日韓一億一心」という標語がはやり、東洋平和のためという太平洋戦争が宣布されました。

学生時代に、先生曰く、日露戦争で日本は勝利、日清戦争でも勝利だ、これから先は世界を征服する、と話したのが1941年の太平洋戦争でした。

## **敗戦後には ゴミのように捨てられた朝鮮**

その戦争には、軍人、軍属、軍夫、労務者、挺身隊（当時慰安婦）、女子勤労挺身隊という名称をつけて、朝鮮人男女を強制的、または甘言利説でつり、大勢の男女が戦争の犠牲になり、不具者になり、精神的、肉体的、財政的に莫大な被害を受け、敗戦後にはゴミのように捨てられたのでした。その被害に対しては戦犯国も被害国も同じく被害、我々には目をつむり、口を閉ざし、耳も貸さずに無視されました。

## 日本の良識ある方々の斡旋で 7つの裁判

折よく日本の良識ある方々の斡旋により、遺族会では日本国と企業を相手に公式陳謝と賠償を求める裁判で、1992年2月17日、1273名の大集団訴訟を東京地裁に提訴し、同年8月24日は浮島丸爆沈事件を81人で京都地裁に提訴し、1993年には関釜裁判で慰安婦と挺身隊10人を下関地裁に。1995年5月10日、BC級戦犯の提訴も8人で東京地裁に、その他、名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟は1999年3月1日名古屋地裁に、不二越の朝鮮女子勤労挺身隊訴訟は富山地裁に、それぞれ7つの裁判を行いました。

## 棄却の理由は 韓日協定で決着済み

浮島丸と関釜裁判の慰安婦裁判は一審で一部勝訴でしたが、それも高裁と最高裁は他の裁判と同じく14回の棄却でした。裁判官(長)は、棄却文を約2分間位で早く早く読んで、逃げ出すように去りました。

原告らは、「くやしい、くやしい、これが日本か、裁判官出て来い」と叫びながら寝転び、大声慟哭するのを見る私は、くやしさと悲痛に全身震えながら歯を食いしばり、七転八起で頑張る覚悟をしました。

日本の裁判所が言渡した棄却の理由はみな、「1965年の韓日協定で決着済み、補償の責任は韓国政府だ!」でした。我々は韓国政府に懸けましたが、日本と全く同じ答弁でした。

そこで、崔鳳泰弁護士は韓国政府に対し「韓日協定文書を公開せよ」と100人訴訟を起こして勝訴し、韓国政府は、もう隠さず、補償をやりますと報道しました。

2006年2月11日、日本の「求める会」より電文が届きました。夢にも思わなかったことでした。「日本でも日韓会談文書の全面公開を」の文を読みながら、嬉しく、大変慰められたのです。

偉大な吉澤先生と一度お会いしたいと希望していましたが、11月7日ソウルでお会いし、大変栄光ですし、限りなく感謝しております。

日本の共同代表様はじめ、原告(会員・サポーター会員)になったみなさんに、深く深く感謝します。

これから先も両方でうんと頑張りましょう。最後まで頑張りましょう。

【補注：事務局の編集上の都合により、原文をふまえた修正をしました】

## 2006年12月16日 総会と講演の夕べ

総会は、定刻の夜6時、持橋多聞氏の司会で開始。2006年11月に発行したニュース3号の総会資料と、出欠状に寄せられた意見・提案からの追加提案をもとに審議され、2007年の活動方針が決まりました。

講演は、7時から崔鳳泰弁護士の「日韓請求権協定文書公開が被害者たちに与えた影響と、その後の動き」、8時から、2006年会員の活動報告として、坪川宏子さんの『未来をひらく歴史』第2版の出版、山田昭次さんの「日の丸・君が代の強制に抵抗して」、山本直好さんの「奪われた未払金—供託金返還訴訟に取り組んで」、魚住弁護士の「闘い続ける被害者たち(名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟)」、池田恵理子さんの「NHK番組改ざん裁判で明らかになったこと」など、多彩な取り組みが報告されました。

この日の「講演」と「2006年会員の活動報告」は、会員からの要請で、近く冊子にまとめて販売し、会の資金にするため準備中です。ご期待ください。

# 韓国市民連帯からのメッセージ

2006年12月18日「日韓会談文書・全面公開を求める会」の日本における文書全面公開訴訟に連帯する。そして、

## 日本政府は韓日協定文書を全面公開して責任をとれ

日本帝国主義の韓半島強制占領が終わってから61年、韓日間交渉が終わってから41年が過ぎた。被害国の大韓民国は「日帝被害者と関連がある文書5件を公開せよ」という判決を受けた後、2005年1月と8月の2度に亘り、文書を「全面」公開した。そして、その後続措置として、不十分ではあるが、被害者のために支援法案を準備している。しかし、加害国の日本政府は韓国政府に日朝国交正常化が実現するまで公開を延ばせとして圧力をかけてきたが、韓国で文書公開がなされた現在も自国における公開をためらっている。いったい何が日本の文書公開を妨げているのか。

その理由を二つ挙げてみよう。すなわち、朝鮮民主主義人民共和国をひとつの国家として認めない状態で締結された協定であるため、日朝国交正常化が実現するときまで満天下に公開できないということと、過去の犯罪の責任を回避したまま結んだ協定であることが明らかにされたためである。

この間、日本政府は日帝被害者たちの日本政府と企業を相手とした訴訟において「韓日協定ですべて終わった。責任は韓国政府にある」として、自信を持って棄却判決を下し、もう一度強い国家を作るため、過去のあやまちをひた隠している。国内を見ても、総理をはじめとする閣僚たちの靖国神社参拝、平和憲法と教育基本法改定、教科書歪曲と自衛隊強化などの動きを見せており、対外的には国連安保理常任理事国進出の野望をさらけ出しており、米下院の慰安婦決議案採択への妨害、日米同盟の強化による東アジア外交無視など、軍事大国化にむけて必死になっている。

しかし、日本の良心的人士159名はこれに屈服することなく、日本国内で「韓日会談文書全面公開を求める訴訟」を提起するに至った。彼らが外務省の公開拒否に対し、訴訟で正面から対応しようということは戦争犯罪に対する心からの贖罪とこれに基づく責任履行があるべきだということを知っているからである。彼らの勇気ある努力は瞬く間に韓国被害者274名が訴訟原告になることへの賛同を導き出した。今回の訴訟は半世紀以上もの間清算できなかった汚辱の歴史を清算し、世界平和を志向しようという意思の産物である。

今や日本政府はこれ以上恥ずべき過去を隠そうと努力してはならないだろう。国家間の外交文書は30年が過ぎれば公開するのが原則である。公開を恐れるほどの間違いを犯して締結した協定だったということだろうか。

天を手のひらで隠しきれないことと同じように、過去の犯罪を手のひらで隠そうとせず、堂々と過ちを公開し、韓日協定によって絡まってしまった糸をほぐさねばならない。

## 日本は韓日協定文書を全面公開せよ。 過去に対し、正々堂々と責任を履行せよ。

韓日協定から除外された問題は再交渉し、至らなかつた部分は被害者問題解決に賛同しつつ解決すればよい。被害者たちは日本の謝罪を受ける心の準備ができている。今からでも許しと和解を求めることを望む。

2006年12月18日  
日帝強占下強制動員真相究明市民連帯

# 日本から韓国市民連帯へのメッセージ

日韓会談文書・全面公開を求める会  
共同代表 吉澤 文寿

日韓国交正常化交渉（日韓会談）は1965年6月22日の日韓基本条約及び諸協定締結によって終了しました。周知の通り、日韓会談では国交正常化問題だけではなく、日韓両国及び両国民の諸問題が討議されました。それらの多くは植民地支配の清算に関する議題であり、今日まで解決されていません。その中にはアジア・太平洋戦争時の強制動員による朝鮮人被害者に対する個人補償問題も含まれています。このように、今日の私たちが日韓関係を考えるとき、この会談の真相を理解することがとても大切です。

そのときから今年で41年経過しました。30年経過した外交文書は公開されるというのが原則です。しかし、日本政府はこの交渉に関する公文書をほとんど公開していません。一方、韓国では2005年に日韓会談文書の「全面公開」を行いました。もはや、日本政府がこれらの文書を公開しない理由は存在しません。

このような認識の下、日韓会談文書・全面公開を求める会（以下、「求める会」）は去る4月25日、日本政府が管理しているすべての日韓会談関係公文書についての情報開示請求を、外務省に対して行ないました。その後、5月25日に外務省から開示可能な部分については6月24日までに通知し、残りを2年後までに開示すると伝えてきました。にもかかわらず、その期日になっても外務省から何の連絡もないため、「求める会」から速やかな開示を要求したところ、ようやく8月17日に外務省は1回目の部分開示決定を通知しました。しかし、このとき開示されたのは第4次日韓会談本会議会議録という、会談の記録や進行方法などを決めるだけの内容のものであり、しかも、そのほとんどが不開示でした。

そこで、「求める会」は韓国で公開された同一の会議録の内容を参照しつつ、外務省に対して不開示決定の不当性を追及することを決定しました。まず、10月2日に「求める会」は情報公開法に基づき、外務省に異議申立書を提出しました。ただし、異議申し立てを取り上げる時期については外務省側の裁量に任されています。そこで、私たちは12月18日という日韓基本条約及び諸協定の批准書交換の日に、東京地裁に提訴することにしました。

私たちは法廷という場で、「公にすることにより、交渉上不利益を被るおそれがある」という不開示理由の不当性を訴えていきます。そして、日本政府が管理する日韓会談文書の全面公開を実現し、日韓間に存在する「植民地支配の清算」問題を真に解決するとともに、日韓両国の人々が歴史の真実に向き合いながら、相互理解を深めていくことを目指します。

## 2007年 活動方針

### 基本方針

#### I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的

日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。

#### II. 外務省からの部分開示通知に対して異議申立をおこない、あわせて提訴をおこなう

2006年4月25日の開示請求に対する外務省からの部分開示通知に対して、2006年10月2日異議申立をおこなった。

全面公開を求める当会の目的を達成するために、部分開示は情報公開法に違反するとして提訴する。

### 運動方針

#### I. 不開示決定に対しては、異議申立および訴訟によって随時行動を起こす。訴訟の原告は、代表バッター制とする。具体的な進め方については弁護団と協議のうえ、役員会によって決定する。

原告・代表バッターの構成：開示を求める原告の利益を、戦後補償裁判に取り組む者、日韓関係の歴史究明に携わる者、そして高齢であるため外務省の開示の怠慢を待ってられない者、という視点で構成する。

韓国在住者 崔鳳泰、李容洙、李金珠

日本在住者 板垣竜太、太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、山本直好  
吉澤文寿

#### II. 支援者として活動に参加するサポーター会員を、あらゆる機会を通して募集する。

#### III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。

#### IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。

#### V. FOIA（米国情報自由法）に基づき、米国国務省に対して日韓会談関連文書開示の可能性を追求する。

#### VI. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。

1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより、緊密な連絡をとりながら会を運営する。また、会員・サポーター用メーリングリストを通じて自由な情報交換を行う。
2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して会員に郵送する。
3. ホームページにより、最新情報を提供する。
4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。
5. 会員間の情報の共有及び広報を目的として、ブックレット、講演会冊子、リーフレット、記録ビデオ等を作成、販売する。
6. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。

## 規 約

- 第1条（目的） この会は外務省に対して日韓会談文書の全面公開を求め、実現させることを目的とする。
- 第2条（名称） この会を、日韓会談文書・全面公開を求める会とする。
- 第3条（所在地） この会の事務局を、神奈川県伊勢原市高森3丁目4番地22 高梨荘202号に置く。
- 第4条（会員） この会の会員は、日韓会談文書公開を要求する運動に参加する会員、当事者（被害者・遺族）会員、サポーター会員によって構成する。
- 第5条（総会） この会は毎年12月に総会を開催し、この会の重要事項について審議する議事は出席者の過半数をもって決定する。
- 第6条（役員） この会に次の役員を置く。  
共同代表 5名 副代表 1名 事務局長 1名 事務局次長 1名  
渉外部長 1名 会計 1名 会計監査 若干名
- 第7条（役員会） 役員（会計監査を除く）は役員会に出席して、運動方針の執行にあたる
- 第8条（運営） 日常業務は会員、サポーター会員の自主的な参加によっておこなう。
- 第9条（年会費） 会員は 1口1,000円、3口以上  
当事者（被害者・遺族）会員は 0円  
サポーター会員は 1口1,000円、1口以上
- 第10条（規約改正） この規約は総会出席者の過半数の同意をもって改正することができる
- 第11条（設立年月日） 2005年12月18日。

## 2007年・役員

共同代表	太田 修（佛教大学助教授）
	田中 宏（龍谷大学経済学部教授）
	西野瑠美子（女たちの戦争と平和資料館・館長）
	山田 昭次（立教大学名誉教授）
	吉澤 文寿（新潟国際情報大学助教授）
副代表	
（情報公開代理人）	山本 直好（日鉄元徴用工裁判を支援する会・事務局長）
事務局長&会計	小竹 弘子（ボランティアビデオ制作者）
事務局次長	十河 孝雄
渉外部長	山田 恵子（VAWW-NET Japan・会員）
会計監査	有村 順子（NPO法人女たちの戦争と平和人権基金・理事）
〃	新居 弥生（第9条の会オーバー東京・会員）

# 決算報告書

(2005年12月1日から 2006年11月30日まで)

## 1. 当年度収入金

(1) 繰越金		0
(2) 会費		
1) 会員		522,000
2) サポーター		94,000
3) カンパ		526,400
4) 当事者		53,000
(3) 雑収入		40,610
当年度収入合計		1,236,010

## 2. 当年度支出金

(1) 事務用品費		
1) 事務用品		37,975
2) 用紙		75,083
3) 封筒		17,542
4) インク		17,787
(2) 印刷費		25,359
(3) 通信費		219,365
(4) 集会費		57,831
(5) 交通費		16,530
(6) 弁護士費		690,670

3. 当年度支出合計 1,158,142

4. 当年度収支差額 77,868

5. 資産 状況	小口現金	65,027
	郵便口座	12,659
	横浜銀行	182
	合計	77,868

## 会計監査報告

2006年の会計報告を、2006年12月2日におこないました。

監査の結果本会計報告書が、正確であることを報告します。

2007年の会計報告については、複式簿記に準じた会計処理を要望します。

2006年12月2日

会計監査 有村 順子

会計監査 新居 弥生

# 2007年 予算

## 1 当年度収入金

### (1) 繰越金

1)	郵便口座	12,659		
2)	横浜銀行	182		
3)	小口現金	65,027	小計	77,868

### (2) 会 費

1)	会員	600,000
2)	サポーター	200,000
3)	カンパ	350,000
4)	当事者	0

(3) 雑収入	50,000
---------	--------

当年度収入合計		総計	1,277,868
---------	--	----	-----------

## 2 当年度支出金

### (1) 事務局費

1)	事務用品費	90,000
2)	通信費	71,868
3)	3)交通費	5,000

(2) 集会費	50,000
---------	--------

(3) ニュース発行	300,000
------------	---------

### (4) 裁判費用 費

1)	印紙代	50,000
2)	裁判費用	200,000
3)	原告渡航宿泊費	400,000
4)	弁護士費用	100,000

(5) 支払い手数料	1,000
------------	-------

(6) 雑費	10,000
--------	--------

当年度支出合計		総計	1,277,868
---------	--	----	-----------

# 事務局だより

## 中部地区 ミニ集会

日時 2007年1月10日 6時～8時半  
場所 名古屋市女性会館 第1集会室

中部地区には38名の会員がいます。

事務局から2名の参加があり、合計10人が集まりました。会が終わってから、ホテルのロビーで、お茶を飲みながら、話の続きをしました。

簡単な自己紹介の後、ビデオ・NHK制作「アジアからの訴え」(日韓会談を取り上げた番組、1992年、75分)を上映しました。その後、感想を述べながら、話し合いました。色々な疑問点に魚住弁護士が答えてくれました。また、他の裁判の様子や、「名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟」の運動について、同訴訟を支援する会代表世話人の高橋信さんから聞き、これからの運動をどう発展させていったら良いかを話し合いました。

ビデオは、韓国に取材し、「戦後補償」を求める運動を紹介しながら、「日韓会談」の歴史的過程を描き、戦後補償の請求権をめぐる攻防とその結末について伝えていました。アメリカの強い要

請と、日韓会談の決着を迫られたこと、支払われた5億ドルの意味は、日本には「経済支援」とし、韓国には「戦後補償」と、双方にそれぞれ違った内容を説明することを「合意」したとのことでした。日本政府は「日韓併合」を「結婚」のようなものだといい、「離婚」したけれど、「結婚」していた間のことは「合意」の上だと主張して、「侵略」したとは認めません。一番驚いたのは、戦前の「日本」政府と戦後の政府とがちっとも変わっていない、ということでした。朝鮮半島を侵略し、植民地としたのは明らかなのに、終戦を経ても、その事実を認めないのです。

参加者からは、その他にも、「この時(ビデオ作成の1992年)はこういう番組を、NHKがまだ作られたのだ、と思いました。」「日韓会談について、初めて、こういうことだったのか!と思いました。日韓会談文書全面公開の意味がわかったように思います。」「日韓で違う内容を発表することに『合意』なんて、こんなことがあるのですか!驚きました。」等の感想が寄せられました。

## 1/18 第1回役員会報告

裁判勝利のため、世論を盛り上げる広報活動を中心とした課題への対応が必要になり、リーフレット・冊子の作成、ホームページの改装、記録ビデオ制作、会員メーリングリストの充実、等を具体化しました。

また、韓国で公開された日韓会談文書のうち、裁判に必要となる部分の翻訳を行うチーム、さらに米国国務省に対して日韓会談関連文書の開示請求を行うチームについても、具体化しました。

## 会費納入宜しくお願い致します

同封の郵便振替用紙をご使用下さい。

### ◇ 日韓会談文書・全面公開を求める会

情報公開法を使って日韓会談関連文書の公開を実現させたい日韓両市民が集まり、当事者会員と会員・サポーター会員の年会費で活動しています。現在、サポーター会員を広く募集しています。一緒に、会の活動を支えて下さい。

サポーター会員年会費 1口1,000円、1口以上

### ◇ 当会ホームページ

ただ今リニューアル工事中(暫しお待ち下さい)  
旧HP <http://www7.0038.net/~nikkanbunsyo>

## 会員メーリングリスト

会員・サポーター会員の情報・意見交換の場として、会員メーリングリストを昨年末に開設しましたが、また3月6日より始まる裁判のホットな情報を迅速にお知らせするため、この会員メーリングリストを充実させることが必要です。

入会時と総会出欠状にアドレスを記載していただいた方は、この会員メーリングリストに登録させていただきますが、登録を望まない方は、「御招待メール」への対応をお願いいたします。なお、新たに加入を望まれる方は、事務局までE-mail: [nikkanbunsyo@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsyo@yahoo.co.jp)宛に、申し込んでくださるよう、お願いいたします。多くの方の登録をお待ちしております。

### ◇ 発行 ◇

## 日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田 修 田中 宏 西野瑠美子  
山田昭次 吉澤文寿【アイウエオ順】

(事務局)

〒259-1114

神奈川県伊勢原市高森3-4-22 高梨荘202

TEL・FAX: 0463-95-4662

E-mail: [nikkanbunsyo@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsyo@yahoo.co.jp)

郵便振替口座/00820-7-102287

加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会